

消防計画 (共同住宅用)

第1 目的と適用範囲

この計画は、火災等の災害の予防と人名の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、この計画で定めたことは、ここに居住し、出入りするすべての者が守らなければならない。

第2 防火管理者等の業務について

防火管理者は、次に掲げる業務を行う。

- 1 消防機関への報告及び連絡
- 2 居住者への火災予防対策及び火災発生時に近隣者が行うべき行動の呼び掛け
- 3 建物、屋外階段等の自主検査の実施及び報告
- 4 共用部分における消防用設備等 消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報（放送）設備、誘導灯設備、避難設備、連結送水管の点検及び維持管理
- 5 居住者に対する消防訓練参加の呼び掛け
- 6 消防機関から配布された広報紙の回覧及び管理

第3 居住者が行う防火管理対策について

居住者は、自己の責任において、次の対策を行う。

- 1 住戸内における火気管理
- 2 住戸出入口防火戸の閉鎖機能の維持管理
- 3 バルコニーにおける避難障害となる物件の除去
- 4 階段・通路等の共用部分における燃えやすい物及び避難障害となる物品の除去
- 5 消防用設備等 消火器、屋内消火栓箱、自動火災報知設備の発信機、連結送水管放水口収納箱等の周囲における使用障害となる物品の除去
- 6 防火水槽の採水口、連結送水管の送水口、構内道路の周囲における使用障害となる物品の除去

第4 火災が発生した場合の行動について

- 1 火災が発生させた者又は火災を発見した居住者は、大声で他の居住者に知らせる。
- 2 119番通報は、火災が発生させた者又は同一階の居住者が協力して行う。
- 3 初期消火は、消防隊が到着するまで居住者が協力して行う。
- 4 玄関から避難できない場合にあっては、バルコニーの仕切板を破壊して隣戸から安全な場所へ避難を行う。
- 5 その他
 - ア 避難する場合は、エレベーターを使用しない。

第5 地震時の行動について

- 1 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- 2 地震が発生した場合は、使用中の火気の消火を行う。

- 3 各設備器具は、安全を確認した後使用する。
- 4 その他
 - ア 防災関係機関の避難命令により、広域避難場所に避難する。
 - イ 地震に関する警戒宣言が発せられた場合は、火気使用に自粛等を行う。

第6 自衛消防訓練について

- 1 防火管理者は、居住者に対して消防用設備等の設置場所及び使用方法、避難経路等の周知徹底を行う。
- 2 居住者は町会、自治会等が実施する地域の訓練に参加して、訓練を行う。
- 3 居住者は、消火器を用いた消火訓練を積極的に行う。

訓練種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	消火・通報・避難誘導を連携し行う訓練	月
部分訓練	消火・通報・避難誘導を個別に行う訓練	月月

第7 共用部分における消防用設備等の点検及び報告について

- 1 消防用設備等は、点検設備業者に委託して行うものとし、防火管理者がその結果を受け、管理権原者が3年に1回消防長に報告する。

設備名	消火器・屋内消火栓設備・自動火災報知設備 避難器具・誘導灯	点 検 時 期	機 器 点 検 〔 月 〕
点検設備業者 住 所 電話番号	_____ _____ _____		総 合 点 検 〔 月 〕